

## 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第1回）- 議事要旨

日時：平成28年10月18日（火曜日）14時00分～16時21分

場所：経済産業省本館17階共用会議室1～3

### 出席者

#### 委員

山内小委員長、秋元委員、石村委員、市川委員、引頭委員、大石委員、大橋委員、大山委員、柏木委員、長井委員、松村委員、村松委員、横山委員、四元委員、渡辺委員

#### オブザーバー

株式会社エネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長、一般社団法人日本ガス協会 幡場副会長・専務理事、電力広域的運営推進機関 内藤理事、東京ガス株式会社 沢田常務執行役員、大阪ガス株式会社 藤原代表取締役副社長執行役員、東邦ガス株式会社 児玉常務執行役員、吾郷内閣官房参事官

#### 経済産業省

村瀬電力・ガス事業部長、小川電力市場整備室長、山影電力基盤整備課長、藤本ガス市場整備室長、新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長、佐合取引監視課長、恒藤ネットワーク事業監視課長 他

### 議題

1. 電力小売全面自由化に関する進捗状況
2. 調整力公募について
3. 2016年度夏季の需給検証まとめ並びに冬季の需給見通し及び需給対策の方針（案）について
4. ガスの小売全面自由化に向けた検証について
5. 電力・ガス産業の今後のあり方

### 議事概要（自由討議含む）

#### 1. 電力小売全面自由化に関する進捗状況（資料5）

##### 委員等質問

- スイッチング率の伸びが低下していること、また、WEBアンケート調査結果で契約先等を変更しない理由として「メリットが分からない」という回答が4割にのぼったことなどから、自由化に対するネガティブなトーンを感じた。今後新たなアクションが必要であると考えられるが、国だけでなく民間の事業者も一体となった取組みについて検討しているか。  
→（事務局）需要家に対して国が発信すべきこと、事業者が発信すべきことは異なる。切替え手続き、新規参入者の安定供給及び停電への不安の払拭は国が取り組むべきこと。切替えメリット、新たな料金プランの発信については事業者に取り組んでいただきたい。全体的な環境整備としては、9月から始まった「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」において、新規参入者と既存電力の競争条件の設定等について議論いただいているところ。
- スライド4の旧供給区域における他みなし小売電気事業者の販売電力量について、3大都市圏以外の地域での実績が0となっている理由は何か。  
→（事務局）沖縄は事業者の参入がない。その他地域については、進出は表明されているが、まだデータとしてあがってきていない等が理由。どの地域を進出対象とするかは、料金水準、市場規模、地理的要因などを勘案しての事業者判断となる。

##### 委員等意見

- スライド4の旧供給区域における他みなし小売電気事業者の販売電力量について。東京電力が他供給区域に進出しているが、都市圏のみの販売にとどまっている。また、その他事業者が表明しているのは東京区域での販売のみ。地理的に、中国・四国・北陸区域といった近接地域に関西電力や中部電力が進出するということは、自然なことだと考えるが、実態として進出がないのは、みなし事業者間のカルテル的な体質が影響している可能性がある。また、まずは市場規模の大きい東京に進出するというのは当然とも考えられる。今後も注視していく必要がある。

- アンケートの結果、事業者の切替えについてネガティブな印象をもたれていることがわかった。ただ、切替えを検討していない方が多くなっている要因を小売事業者の営業不足としてしまうのはいかがなものか。新規参入者からは電源調達が困難との声が上がっている。電源の制約によって新規契約募集を停止せざるを得なくなるという状況下では営業は困難。すなわち競争基盤が整っていない可能性が高いということ。小売事業者の営業活動が消費者に届いてないというのは短絡的で、競争環境整備はまだ十分ではないということ。

---

## 2. 調整力公募について（資料6）

---

### 委員等質問

- 結論に異論なし。広域機関の整理として、暫定的措置として偶発的需給変動対応の予備力7%を一般送配電事業者が確保するという事となったが、小売電気事業者が中長期の供給力を確保できない状況に今後も変化はないと考えられる。暫定的措置の期間はいつまでなのか。容量メカニズムができるまでなのか。  
→（事務局）措置期間については、容量メカニズムの結論次第。5～10年先の話とはならないと考えている。なお、現在は、託送料金査定における一般送配電6%、小売1%という考え方が大きく変わるという結論には至っていない。あくまで暫定的な状況。今後、暫定措置が長期間とならないような方策について検討して行きたい。

### 委員等意見

- 調整力公募は調整力であると同時に容量でもあり、ある種の容量メカニズムと捉えることができる。調整力公募とは容量メカニズムのひとつの手法であると解釈可能ということ踏まえ今後議論していくべき。  
予備力7%についてはあらゆる意味合いで暫定的な数字と捉えている。負担割合だけでなく、数値自体も日々変化していくもの。今後再エネが増えて行くなかで、近々に見直しが必要。暫定措置は1～2年程度のもので長期的なものではないと理解している。
- 託送料金査定との矛盾についての指摘はあるかもしれないが、送配電事業者が負担すべき量と託送料金でカバーされる量は必ずしも1：1となるものではない。料金査定の中でもすべてを託送料金にオンしてよいものかという議論があった。

---

## 3. 2016年度夏季の需給検証まとめ並びに冬季の需給見通し及び需給対策の方針（案）について（資料7-1～7-3）

---

### 委員等意見

- 北海道エリアでは過去10年間に、120万kWを超える電源脱落が5回ほどあった。今年の8月にも121万kWの計画外停止が起きたばかり。国民の生命や安全に関わる話なので、万全な需給対策を取るよう政府・北海道電力株式会社をお願いしたい。加えて、泊原発電の早期運転再開による供給力の確保をもって、高経年火力の点検、設備更新を進めてほしい。
- 予備率3%確保できるということで、非常に安心できる結果。安定供給に万全を期してもらいたい。
- 太陽光の供給力実績と供給力見通しの差が大きいことについては、猛暑と比較的相関があるのではないかと思うので、今後の検証の中で見直せば精度の向上につながるのでは。
- 太陽光発電の予測手法もあるので、今後太陽光と予備率の関係を考慮した検証を始めてもらいたい。
- 需給検証とは直接関係ないかもしれないが、発表資料の中には需給の電源構成等が明確にされていることから、温室効果ガスとの関係性を報告書（案）の中だけではなく、発表資料の中にも入れたらいいのではないかと。
- 連系線の融通の可否も含めた広域的な評価を入れたらいいのでは。
- 卸電力取引市場を活用する際に制約があれば、その辺りも含めて、広域流通が行われるような仕組みを検討して欲しい。
- 節電の結果、需給に余裕があるので、それを踏まえて電源構成を考えてほしい。
- 2016年夏季最大需要日の供給力実績で、地熱・太陽光・風力が一緒になっている。太陽光と風力は変動率が大きいと思うが、なぜ地熱も一緒になっているのか。地熱は分けた方が見やすいのではないかと。
- 冬の北海道は電気だけに頼る必要はなく、石油、ガスなどの他燃料を活用して冬の備える旨を消費者に喚起するのもあるのではないかと。
- 長期的には北北連系線を増強することが必要ではないか。また、他のエネルギー源も含め多面的な取組を行う必要がある。広域機関から提案のあった需要想定方法の見直しは是非行ってほしい
- 電力・ガス基本政策小委で議論すべきこと、広域機関が行うことを整理すべき。
- 冬の北海道は危ないと言われているが、北海道で家庭用コジェネが普及すれば、冬の供給力は増え、極めて即効性のある政策であるように思う。
- 特定の会社の利益ではなく、道民の生命を第一に対策を検討してもらいたい。

### 事務局等コメント

- 本日の議論をもとにした報告書（案）の修正は委員長と事務局に一任の上決定する旨、委員に提案。委員から了承。

---

## 4. ガスの小売全面自由化に向けた検証について（資料8-1～8-6）

---

### 委員等質問

- 東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの3社のスケジュールについては、若干差があるのではないかと思います。東京ガスは、社外の小売事業者との連携テストを、11月に始める形になっているが、他の2社は、年をまたいで1月から始める形になっている。4月1日にきちんと自由化を始める上で、抜かりなく段取りがされているのかという点について、スケジュールの差として気になった。
  - （事務局等）1月からの社外連携テストについては、スケジュールどおり進めていくように考えている。また、委員から、「うまくいかないところを隠して」とあったが、そういったことはなく、現時点ではうまくいかないという想定は顕在化していない。ただし、この後も順調にいかかわからないので、システムの稼働前と稼働後に不具合が生じた場合の2つのケースについて、いわゆるコンティンジェンシープラン（不測事態対応計画）を、今後、社内で検討していくことを考えている。
  - （事務局等）年が明けてからの小売連携テストに関する指摘だが、この時点では情報のやりとりではない。プログラムの開発は年内に準備ができていますので、4月1日からの自由化については十分に準備ができるスケジュールを設定している。また、「何か積み残しはないか」とのことだが、少なくとも4月1日以降、需要家、新規に参入するガス小売事業者に迷惑をかけることのないように、準備をしっかり進めていきたいと考えている。
  - （事務局等）4月に、まずはスイッチがスムーズにできることを大前提にスケジュールを考えてきており、それに間に合うように、3社はそれほどの違いなく行っていると考えている。また、保安については、ガス固有の問題であり、小売事業者と導管事業者の連携が非常に重要になるので、この連携システムについても、きちんと進めていきたいと考えているところ。

#### 委員等意見

- 本日の説明の中で、「東京ガス、大阪ガス、東邦ガスにおいては、相互に連携を取りながらシステム仕様の共通化を図っている」との話を聞いて大変安心した。事業者の利便性の観点から非常に大事なことであり、新規参入事業者の参入機会確保の観点でも、共通のプラットフォームがあれば参入し易くなると思うので、ぜひその形で進めていただき、4月1日を無事に迎えていただきたい。
- 電力と比べると、ガスの市場は事業者規模の偏りが大きく、全国同様の競争市場環境の導入はなかなか難しいのではないかと見ている。
- 他業種の事業者からは、「参入を検討しているが、ガス市場は特に保安面で参入障壁が非常に高い」との意見も伺っている。
- 非常に高い安全性を確保することが求められる保安面や、調達面で、小売事業者として参入しにくいのではないかと感じており、「ガス事業の周辺で、ガス事業者の代理店としてのビジネスやガス事業者が展開するメニューへのコラボレーションや連携といった形での参入を考えている」との意見も伺っている。
- 公営事業者については、そのままの形で運営を続ける方がよいのか、民間に売却する方がよいのか、それとも、官民パートナーシップでコンセッションというやり方を取っていく形がよいのかといった、様々な議論がされていると聞いている。そのように、公営事業者のビジネスの効率化を促進するような形でサポートを行う方法もあるのではないかと思います。
- 資料8-2p13の説明の中で、「参入障壁を低めるために様々な制度の見直しについて議論がされている」と伺ったが、このように、参入障壁を低めるための制度の見直しが進められていけば、他業種からの参入も見込めるのではないかと考えている。
- 大手3社は、システム的にもきちんとスイッチングの準備ができていると思うが、どちらかというと、200社ある他の事業者のうち、もう少し規模の小さな事業者について、どの程度スイッチングの準備ができているのかが大変気になっている。規模の小さな事業者の準備状況についても、ぜひ次回にでも聞かせてもらえるとありがたい。
- 今後説明会も開催されるということであるが、エネルギーに関心のある消費者でも、初めて都市ガスの自由化を聞いたという方も多い状況である。電力自由化の際に、事業者と国の両方があれだけ頑張っても新規参入者は限られていたことを思えば、新規のガス小売事業者の申請がまだ5件しかないことを考えると、来年4月の段階で事業者の参入をもっと増やすために、消費者の側への周知についても、もっと努力が必要なのではないか。
- 新規参入に関して、保安と調達のところで大きな障壁があるというようなことは、既に制度設計の段階からかなりの程度認識していた。少なくとも調達に関しては、自分でLNG基地を造らなければ新規参入できないという市場構造であれば、いつまでたっても少数の人しか入れないことになる。
- 卸供給が新規参入のとても大きな鍵になると思う。4月1日以降に、きちんと長期的にこの市場を育てていくという意味で、検討してほしい。
- ガス特有のパンケーキという、従来とは違った形での事業者間取引が発生すると思う。その事象が起こる地域も限定されているとは聞いてはいる。だが、そこでまた混乱が起きると、事業者としても問題が出てくると思うので、小売全面自由化前に確認を行ってほしい。

---

## 5. 電力・ガス産業の今後のあり方（資料9）

---

#### 委員等意見

- 欧州企業については、海外進出したものの上手くいかず自国に回帰傾向というのが最近の動向と聞いている。電力・ガスは各国政府の規制の影響を受けるため、自由な活動が制限されてしまうところがある。また、欧州の売上高が上昇しているのは、料金上昇のため。売上高よりも時価総額で比較したほうがよいのではないか。
- 今後の議論の展開については、政府と事業者の役割を分けるべき。政府は事業環境整備をすることは重要だが、事業活動について干渉しすぎないことが肝要。
- 産業構造審議会の保安分科会において産業保安のスマート化を検討している。そちらの動きとも連携いただきたい。
- 地域に根ざした小売電気事業者について、ドイツのシュタットベルケでは60万kWの大規模な発電所を持ち、併せて熱利用も行うといった比較的大規模な事業体が上手くいっている。また、地域に根ざした小売電気事業者という意味では旧一般電気事業者も含んで考えることが出来るのではないか。
- 日本の電力会社の海外発電容量について、日本では商社が海外に発電所を保有していることが多い。電気事業者だけのデータで議論してよいのか。電力分野において電気事業者以外にも日本全体でどのように海外進出がなされているか、全体を議論できると面白い。

- 総務省、林野庁、環境省、エネ庁と省庁連携で日本版シュタットベルケを推進するような施策を実施している。まさに規制改革が生み出した地域活性化である。
- スライド37、38のデジタル化の中で、スマートメーターについてはAルートの検針データだけでなく、B・Cルートのデータも含めてビッグデータとして活用がなされていくことが予想される。現在はアクセスできる者が限定されているが、今後、第三者がアクセスしデータを活用となった際の、プライバシー管理やインターフェースの統一等の規制について検討いただきたい。
- 産業政策は規制下でのあるべき論とは異なる議論。積極的に企業再編を促すことと、海外進出を進めるために障壁を取り除くなどの事業環境整備を行うこと、前者は企業判断であり、事業者主体で考えて行くことである。一方、後者の環境整備は重要な国の役割。それぞれの役割を切り分けたいので今後議論いただきたい。
- インフラ輸出については商社と連携して実施するのが自然。海外進出例としてJ-Powerの事例は一つのベンチマークとなる。どのような姿があり得るかの事例として紹介してはどうか。
- 取引市場のあり方についてもこの場で議論してはどうか。海外の事業者も含め多くの事業者が市場を活用しており、今後競争力活性化を考えていく際には市場の存在は重要。また、市場へのIoT活用についても検討すべき。

---

## 総括（事務局）

---

- 次回は12月の開催を予定。

以上

## 関連リンク

[電力・ガス基本政策小委員会の開催状況](#)

## お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力需給・流通政策室

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541

---